平成２２年（フ）第１１５４号
仙台市太白区秋保町湯元字石名坂18番地　宮城ハイツ101
債務者　樫村　好春
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５５号
仙台市太白区秋保町湯元字石名坂18番地　宮城ハイツ101
債務者　樫村　明美（旧姓平）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６８号
仙台市宮城野区燕沢２丁目５番１号　鎌田アパートＡ―201
債務者　小野　武司
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９７号
仙台市青葉区柏木２丁目４番65号　ファミーユササモリ205
債務者　熊田　　実
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
福島市新浜町２番15号　パーク21―201号
債務者　後藤　希望
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２５５号
福島県伊達市梁川町白根字中赤松78番地１
債務者　大槻はるみ
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
茨城県日立市会瀬町１丁目14番19号
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４０号
茨城県北茨城市中郷町足洗621番地
債務者　内田　祐美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４９号
茨城県日立市田尻町４丁目33番５―103号
債務者　橋本　幸雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５５号
茨城県日立市田尻町５丁目13番30―209号、前住所茨城県日立市本宮町３丁目２番１―304号
債務者　島田　達矢
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３２８号
金沢市久安６丁目207番地２、申立時の住所金沢市増泉１丁目９番５号
債務者　宮本　仁吾
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２９号
金沢市久安６丁目207番地２、申立時の住所金沢市増泉１丁目９番５号
債務者　ミヤモト印刷こと　宮本　明子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８号
金沢市太陽が丘２丁目233番地
債務者　奥野　　忍
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６３号
石川県石川郡野々市町御経塚１丁目543番地ウエストサイド御経塚107号、従前の住所石川県石川郡野々市町新庄６丁目500番地の１
債務者　稲垣志津子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７０号
金沢市窪４丁目522番地　パインビレッジ２―205号、従前の住所石川県白山市専福寺町402番地２
債務者　稲垣眞理子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
金沢市城南２丁目７番11号
債務者　中泉　和久
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７６号
金沢市額谷１丁目37番地２、外国人登録原票上の住所石川県石川郡野々市町字位川296番地の２
債務者　野村富士子こと　安　富士子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで金沢地方裁判所